

第3期第3回美術品補償制度部会 議事録

1. 日 時 平成25年9月26日(木) 14:00～16:00

2. 場 所 文化庁特別会議室(旧文部省庁舎5階)

3. 出席者 (委員)

・鈴木部会長, 箱守部会長代理兼専門調査会長, 馬淵委員, 岡部委員,
佐藤委員, 富田委員, 雪山委員

(ヒアリング)

【宇都宮美術館】

・青木副館長

【山梨県立美術館】

・白石館長, 向山学芸幹, 大関総務課長

【Bunkamura ザ・ミュージアム】

・木島プロデューサー, 廣川キュレーター, 橋爪氏

(事務局)

・青柳長官, 江崎美術学芸課長, 渡辺課長補佐, 松本登録調査官

4. 議事録

(1) 美術品補償制度に係るヒアリング

(2) その他(非公開)

※議題(2)は、「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」(平成25年5月10日文化審議会美術品補償制度部会決定)により非公開。

(1) 美術品補償制度に係るヒアリング

鈴木部会長: それでは、議題1の美術品補償制度に係るヒアリングに入りますが、前回に続いて2回目になりますけれども、改めてヒアリングの趣旨を説明したいと思います。

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」につきまして、法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが定められております。

来年5月31日をもって、法律の施行後3年を迎えることから、本部会では、美術品補償制度に係る関係機関や有識者からのヒアリングを実施し、本制度に係る問題点や課題を抽出し、その改善方策等について今後整理していきたいと考えております。本日は、宇都宮美術館、山梨県立美術館、Bunkamura ザ・ミ

ュージアムの3館からヒアリングを行いたいと思っております。

それでは初めに、宇都宮美術館の青木副館長より、御意見の発表をお願いしたいと思っております。10分程度で御意見を発表していただいた後に、質疑・意見等の交換を20分程度お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【宇都宮美術館】

青木副館長：それではヒアリングにお答えしたいと思っております。最初に、美術品補償制度に申請した「カミーユ・ピサロと印象派 永遠の近代」展の担当が、学芸員2人、会計1人の3人でしたが、この2年間で3人とも辞めており、私はそのサポートをしていたような状況ですので、答えに関しては不確かなところがあるかと思っておりますけれども、お許しください。しかしながら、学芸員の一人は私の家の近くに住んでいますので、答えの方がいいというものを聞いてまいりましたので、一応正確なことを答えられるかと思っております。

最初に、ファックスを頂きまして、制度創設によるメリットということですが、この展覧会で、補償制度の活用により、多分二百数十万円の保険料を使わなくていいということで、プレチラシのようなものを作ったりとか、産経新聞社が兵庫県の第2会場で主催に入っていましたので、産経新聞社に告知広告を出してもらったり、下野新聞社に出してもらったりということで、告知関係でほとんどそれは使いました。二百数十万円を全部使い切ったというわけではないんですけれども、そういうふうに記憶しております。これが1つメリットかなと思っております。

ただ、これも後で問題提起という部分でもあるんですけれども、いわゆる承認を得たというのが、展覧会が始まったのは2012年3月24日ですけれども、1月ぐらいに、補償制度が受け入れられたということがありましたが、事業というのは既に大体決まっていますので、事業的なものとして膨らませることが、補償制度の申請書の中でもそういう項目があったのですが、なかなか難しいという点がありまして、告知にとどまったということでございます。

それから2番目の質問として、制度面の手続、それから問題になった点、利用しづらかった点というのは何ですかということなんですけれども、これは改善するための意見ということでお答えしますが、やはり3月24日に展覧会を開くという日程で、最初の申請、事前照会が9月だったと思うんですけれども、半年前。この段階で、当館は単独、新聞社を入れずに申請していたので、担当はその間もずっと作品交渉をしていたときに、やはり作品を固めなきゃいけない。申請のために出品作品を決定して出してくださいというのが非常につらかったということです。ですから多分、本申請のときに随分変わったりして、おしかりを受けたりとか、いろいろ指導とかがありました。やはり新聞社など、大きな組織がついていけばいいんですけれども、単独の公立美術館1館で行う仕事としては、この事前照会の時期がちょっと早くてつらいと。担当が大変忙しいときに、ちょっとこれはきついというふうに思います。

それから本申請が12月だったんですけれども、これもやはり、非常に大変

で、本当のことを申しますと、12月初めに、もう辞めましょうと。美術館で、これはちょっときつくて、徹夜が続きまして、辞めましょうということになったんですけれども、これも時効ですのでお話ししますが、共同主催している美術館の館長にお電話して、ちょっと宇都宮美術館では、これは難しいかもしれませんと言ったら、館長はこの制度に期待していますので、是非やってくださいと。宇都宮美術館がこけては、これはだめですということで、じゃあ分かりましたということで受けて、何とかこぎつけて申請しました。これは本当によかったと思います。やはりくじけるというのは、何でも挫折ですので、これに関してはよかったのですが、それぐらい、逆に言うと、担当も、美術館自体も、総動員して申請までこぎ着けたことは事実です。

ですからこの点が、公立美術館が1館でやるには、ちょっと荷が重いというのは正直なところですが。これは本当に正直な意見で、そのまま受け取っていただければと思います。これは館長にも、そういう意見を今日言ってきていいですかと言ったら、是非是非言ってくださいということを言われましたので、それをお伝えしたいと思います。これが2点目の質問です。

海外の美術館を初めとする美術品所有者に、美術品補償制度がより受け入れられるようにするための方策ですけれども、これも先ほど最初に言いましたように、担当じゃなくて、記憶があれなんですけれども、海外から借りる場合は、美術館以外の個人所有のものは補償の対象にならないのでしょうか。この辺はもう一度確認したいんですが。

箱守部会長代理：個人所有のものは補償の対象にはなりますが、補償対象とするかどうかをより慎重に調査することとしています。なぜかという、作品のコンディションレポートとか、そういうものがきちんとそろっていないとか、管理が悪い可能性があるのか、事故なのか、それとも、もともとあった瑕疵なのか、その確認が難しいことなどが理由です。ただ、そういうことを事前に実施できて、確認ができるのであれば、対象になることはあり得ると思います。ですから、その作品一点だけのために、そういう手配がどこまでできるかどうかということだと思っています。

青木副館長：多分そのことが原因となって、うちの担当はピサロの専門家だったのでけれども、個人のコレクターから借りようということで、直前まで交渉しておりまして、かなり個人から借りたんですね、海外も。それが対象にならなかったがゆえ、やはり国家で補償する金額というのが非常に減ってしまって、当初、これは1,000万円ぐらい補償の対象になるのではないかと考えていたら、結局二百何十万円となったということがあって、この辺が、展覧会の相手先、特に海外の相手先が多岐にわたる個人コレクターの場合は、非常に難しい制度になるのかなという感じを受けました。やはり、公立の美術館だけになると、結局作品も対象が限られてくるので、これから新しい展覧会をやろうとか、かなり斬新な企画のときには、ちょっとマイナスになるのかなと思いました。そ

れが3点目です。

それから美術品の補償範囲ですね。これはもう皆様も御存じのとおり50億円ということで、それはこれからの話合いの中で、この点は非常に微妙なことかなと思いますが、展覧会の規模と内容で、この金額が果たして本当にふさわしいか、もっと30億円とか、20億円ぐらいに下げるべきかとか、いや違う、もっと上げるべきかとか、いろいろあるかと思うんですけれども、このピサロ展に関しては百数十億円、百十億円ぐらいが評価額でしたから、問題なかったのですが、やはり非常に評価額が高い作家、著名な作家が対象になりやすくて、評価額が低い作家でも、非常に意味のある展覧会をやるとうるるときに、ちょっと障害になるのかなとは思いましたけれども、うちの展覧会では全然問題にはならなかったことです。

実際に初めてやってみて、我々の組織体系の中で、実際にこれをもう一度やりませんかと言われると、スタッフをそろえなきゃいけないという感じがしまして、それは今いるスタッフを鍛えて、かなり、5年、10年というベテランにならないと、会計をする者にとってもそうだし、学芸員にとっても非常に難しいのではないかと。特に新人、1年目、2年目の学芸員がこの展覧会をやって、この制度の申請を同時にやるというのは、私にはちょっと不可能ではないかなと感じていますね。最初に言いましたように2人学芸員が辞めまして、今ちょうど新人が2人入ってきましたので、そういう状況にありますので、ちょっとそういうことを考えると、何とか手続の簡略化、それから、直前まで作品交渉できるような、それもまた対象にできるような、無理なことを言っているんですけれども、そういう融通というか、そういうのを考えていただければ、今後公立美術館でもたくさん申請、単独でも申請するところが出てくるのではないかと思います。以上です。

鈴木部会長：ありがとうございました。幾つか、いろいろ課題があったようなんですけれども、保険料の有効活用の問題とか、手続の諸問題、いろいろとあったと思います。それから海外の個人所有者に対する補償対象と評価額の問題。非常に手続が煩雑、複雑なことから、スタッフを育成する必要とか、いろいろな課題があるということでございます。皆様から何か御意見、御質問等ありましたら、どうぞ。

富田委員：今おっしゃっていた中で、なかなか作品が確定しなくて、だけど申請が非常に早いので、結局また申請をやり直しというか、そういうようなことがあったというお話だったのですけれども、ただ、申請が遅くなればなるほど、今度は展覧会の準備でお忙しくなる時期に重なってきますよね。

青木副館長：そうです、ええ。

富田委員：ですからそれをうまく解決するのに、どういう方法がいいのかなと、ちょっと伺いながら考えていたんですけれども、例えば作品に関わる部分の申請と、

別の部分の申請を分けるとか、そういうふうなことというのは、多少は役に立ちそうでしょうか。

青木副館長：そうですね、確かにそれはあるかもしれないです。

富田委員：例えば施設についての審査を先にやって、そしてその作品の個々のコンディションのこととか、そういうものはもうちょっと遅くとか、そういうふうに分けるというのは。

青木副館長：それは有り難いですね。管理課がやる仕事と学芸課がやる仕事で、両方しなきゃいけなかったんです。事前照会から、その作品を確定するということと、施設とか設備のことも簡単に申請してくださいというハード面のことがありますから、例えばハード面の施設的なもの、それから会計的なものを先に出して、ソフト面の学芸的なものは少し日時の猶予を与えてもらおうと、確かに楽ですね。それは確かに全然違うと思います。

富田委員：ありがとうございます。

雪山委員：これは宇都宮美術館のピサロ展だけの問題じゃないんですけれども、所有者の方が提示する評価額がありますね。それが妥当なものなのかどうか、オークションレコードとかいろいろ調べますね。あれは大変な手間だと思うんですけれども、どうですか。

青木副館長：あれは大変でした。私が大変でしたというのは、学芸員じゃないので、そばで見ていてですね。あれは本当に大変でした。1点1点に関して、相当たくさんものを見ますので、それが百何点になると、それは数の倍数というよりも、やはりいろいろなデータが有効になりますので、1つの作品を調べていくと、いろいろなものが出てきて、結局、際限のない仕事という感じがして、どこで打ち切るかという感じでしたね。

雪山委員：それは必ずしもの確な参考例があるわけじゃないですからね。だから、あれで恐らく大変な労力を使っているのかなと思うんです。これはなかなか改善するうまい方法はないような気がしますけれども。

青木副館長：そうですね。

木島プロデューサー：いいですか。これは大きな美術館だと、購入台帳から何からありますからいいんですけれども、個人の場合は、もしかするとこちらから評価額を下げるということは、財産権の侵害になるんです。非常に難しい問題がありまして、個人から借りる場合はほとんど、おっしゃるとおりでございますと、こ

ういう形でやるしかないんですよ。下手なことをすると非常に難しい問題が。

鈴木部会長：ほかには何かございますでしょうか。

箱守部会長代理：今の評価額の関係のことですが、アメリカの制度を調査したところ、アメリカの美術館は、結構所蔵作品を売買するので、オークション会社にとって大切なお客様であり、そういうサービスを提供しているのですが、うちの作品は今どのくらいの評価額かということ、オークション会社に聞いて、作品の評価額を出してもらって、それを所有者評価額として出してくるという。反対に補償制度の査定をする際には、やはり同じようにオークション会社の売買事例を参考にしながらやっている。あとはアメリカの場合、例えば、木島プロデューサーがおっしゃるように、相手の財産権を侵害するということになってしまうので、所有者評価額は、例えば100万ドルだと。だけど国家補償は80万ドルまでしか認めないというようなことがあって、その足りない20万ドルは民間の保険を買うというようなことを制度的にやっているんですね。

ただ、日本のオークション会社はそういうサービスを提供していません。ですから類似の例を探していただくということで、大変お手間を掛けているというのがあります。ただ、申請をされた今までの場合を見ると、申請をされて、ちょっと高いかな、でもしょうがないかなというような形で収束している場合が多いのかなということです。余りにも桁が違うような金額の際には、根拠を確認し、見直しをお願いするか、対象にするのは難しいですが、そうではない限りにおいては、およそ申請者の評価額が通っているという、そういう感じですね。

鈴木部会長：そうは言っても、青天井というのはなかなか難しいと思うので、先ほどお話ありましたけれども、その辺、どういうふうに客観的な判断で評価というのを解いていくのか、難しいところだと思います。

岡部委員：先ほどの青木副館長の話もそうだと思うんですけども、やはり普通、美術館だと、2年前とか、できるだけ早くオファーしないと、もう駄目ということが多いわけですね。だから時期的な問題から言うと、やはり公立の美術館などが基本にまずなって、その後で個人コレクターとのやり取りみたいに——もちろんすごくいい作品が個人にあれば、またそれは最初からやると思うんですけども——なると思うので、時期的な問題と、それから現在のところ公立の美術館が中心に、この制度の中ではなっているというのは、割とそういうシステムになっているのかなと思うのですけれども、民間の美術館はどうなんですか。その美術館によるわけですか。入る、入らないというのは。

箱守部会長代理：補償のことですか。

岡部委員： はい。美術館であれば、公立も民間も補償の対象になるんですか。個人コレクターだけはだめということ。

箱守委員： そうです。

岡部委員： 分かりました。個人コレクターの場合、私も自分でバルテュスの展覧会をやったときに大変だったのは、もちろん金額もおっしゃってくれないとか、借りられるかどうか最後の最後まで、なかなか答えが出ないというようなことがあるので、それは美術館が中心でもいいのかなというふうには思ったんですけども、でもやっぱり、この制度にできる限り多くの美術館がオファーしてもらうために、やはりどうしたらいいのか、困りますね。みんながやりたくないとか、やれないというふうになってしまうと困りますよね。

青木副館長： そうですね、個人コレクターの方はルールというのが余りないですから。

岡部委員： 人によって全然違う。

青木副館長： 出品承諾書が異常に遅いんですね。

岡部委員： ええ、遅い。

青木副館長： この出品承諾書を付けるという項目が非常にきつかったんです。とにかくこちらが、絶対出してくださいと言っても、何かのんびりしているとか、特に海外の個人コレクターは、最終的に送ってくれましたけど、多分遅れて後から提出というのもあったと思うんです。そういう個人コレクターは、先ほど言いました、もちろん評価額の問題、それから国家補償の対象になりづらいという問題とともに、やはり感覚が違うので、ただ、いい作品を持っているということに関しては変わらないので、そこをどうクリアするかで、展覧会としては、今まで展示されたことのないコレクターの作品を展示するというのは非常に意義があるので、その兼ね合いは非常に大きな問題ですけども、解決できたらなと思います。

鈴木部会長： ほかに。どうぞ。

箱守部会長代理： 今の個人コレクターのところですが、例えばさっきも申し上げましたが、説明がちょっと足りなかったのかなと思うのですが、客観的な第三者に作品をチェックに行かせて、それでコンディションチェックを実施し、レポートを作成すれば、こういうことですよということを申請していただければ、それは対象にすることも、状況によって可能になるということだと。ですから個人で、例えばいいものをたくさん持っていらっしやると。1点だけだと、ちょっとそ

れだけの経費を掛けることがどうなのかということはありませんけれども、何点か借りるような場合は、そういう対応もあり得るのかもしれないということだと思います。

青木副館長：分かりました。

箱守部会長代理：なぜ個人所有のものについては、より慎重に調査をするのかというと、過去の例で、いろいろな美術品のトラブルが起こる際に、一番もめるのは個人コレクターなのです。事故が不幸にして発生した場合に、あれやこれやいろいろ言われて、いろんなことでうまくまとまらないといいますが、いわゆるセンチメンタルクレームといいますが、要するに感情的になって過大に請求してくるというようなことが多いものですから、そういう意味では、保険はそういうことはないですけれども、国家補償の関係では、個人の部分は慎重に調査をするという考え方だったんです。

青木副館長：分かりました。

鈴木部会長：他には何か。最初に申請時期の問題がありましたけれども、理想的には、例えばいつ頃が一番有り難いというか、今はかなり厳しい、きついという話があったんですけれども。

青木副館長：例えば今の時期、10月ぐらいというのは、大体予算の時期ですので、来年の4月からの予算を公立の場合は出すわけです。そうすると、例えばピサロの場合、今の段階で取り上げると、再来年の3月にあるわけです。ですからその段階で、国家補償の申請を提出することはできませんから、当然保険料がどのくらい浮くかは分からない。そうすると、どんな事業を打ったら可能性があるかという、大きな計画はできないわけです。それで市の方に出して、予算が下りるわけです。ですから最初の予算のときにはとても無理だと思うんですね。

ただ、今度は来年の例えば今ぐらいになると、ちょうど展覧会の半年前ぐらいになる。9月ぐらいですね。ちょうど最初の申請が9月ぐらいでしたけど、そのころになると、担当が、先ほども言ったように忙しくなってきた、新しい事業を考えてくださいと言っても、作品交渉とか、作品の展示の基本的なことだけでいっぱい、新たな事業を考えるということができにくいと。そういう中で申請が進んできて、採択されて、これからそのお金をどうしようかというのはなかなか難しい。

だから、いつぐらいがいいかというのが、本当に、それは早いにこしたことはないんですけれども、早ければ早いほど申請も早くなりますから、首を絞めるということになるので、矛盾した要求なんですよ。結局早くしないと事業は組めない。しかし早過ぎると作品が固まらない。だから何かジレンマに陥って、この制度を利用して事業を行うということの難しさは今でも思いますね。

ですからいつがいいかと言われてしまうと、何とも言えないことですね。

鈴木部会長：あるいはほかの方策，時期の問題もありますけれども，どういう形でやれば一番うまくいくというような感じがありますでしょうか。

青木副館長：これは本当に無責任な意見なんですけれども，保険というのは当然，作品を持ってくるときから掛けなければいけないものなんですけれども，多分こういうのは事故があるという前提でももちろんやるんですけれども，結果としてはない場合が多いわけですよ。そうすると，保険の対象となる作品を絞り込むときに，もちろん最初に保険会社に掛けて……。ああ，駄目なんです，そうなる。これは掛けなくていいという，額を下げるということなんです。保険料を下げるという制度ですよ，最初から掛ける。ですから難しいんですかね。なかなか私も妙案が浮かばないところです。すみません。

鈴木部会長：分かりました。ほかに何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。それではちょっと時間は早いのですけれども，宇都宮美術館の方は終わりたいと思います。青木副館長，本当にありがとうございました。

【山梨県立美術館】

鈴木部会長：続きまして山梨県立美術館館長の白石様より御意見の発表をお願いします。資料に基づいて御意見を発表いただいた後，質疑，意見交換をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

白石館長：山梨県立美術館，実はまだこの制度を利用していませんので，今の宇都宮美術館のように，非常に具体的な話ができなくて，ある程度，思い込みのような話になってしまうと思うんですけれども，御容赦いただければと思います。

最初のメリットですけれども，ここに書きましたように，保険料を国で負担していただけると，今のお話のように，少ない予算の中で展覧会をしますので，そういう点では，少しでも軽減できるということで，大変有り難い制度だと思えます。

それからもっと言いますと，外国との交渉のときに，やはり国が補償していただけるということと言えると，スムーズに行くのではないかなと考えております。それは今のお話で，ちょっと私は勘違いしておりますが，個人も当然対象になっているだろうと思っていたので，その個人に対しても非常に有効だろうと思ったのですが，どうもそういうわけじゃなさそうですので，その点はあれなんですけれども。

特に県立クラスでも，大都市にある美術館ですと，新聞社や放送会社というところのスポンサーが大きな負担をするケースが多いものですから，いろいろな点で有利だろうと思うんですけれども，山梨のような，非常に人口の少ないところの美術館ですと，なかなかそういう金銭的なことがどうしても，余り大

きなスポンサーを望めないということで、そういう点でも非常に有効かなと思います。特に大きな企画を考えた場合、保険料というのは非常に大きなネックの1つになっておりますので、そういう点ではいいかなと思います。

それから今度はデメリットの方ですけれども、これは今のお話にありましたように、申請する前から、これは複雑だ、非常に厄介だという話を聞いておまして、具体的なお話を聞くと、ますます申請時期と、それから採択されるのが展覧会の直前ということになりますと、もう予算を作った後ですので、頂いてもどうしようもないなということが考えられますので、そういう点では、ちょっと大変だなと。先ほどのお話にもありましたけれども、その簡略化の方法としては、ハード面を先に申請して、ソフト面は後に申請するというのも1つですし、それから、何といてもいろいろな複雑な手続を、もっと何とか簡単にできないかというのが、申請前のことですので具体的なことまでは分かりませんけれども、そういうことを感じます。

それから、海外の保険会社の約款と、国内の保険会社の約款というのは、どのように調整されているのかというのがちょっと分かりませんので、これはまた後でお聞きできればと思います。なかなかそれでも、外国の通貨と日本の通貨というのは変わっておりますので、どの時点でやるかというような、まあ、決まっているのでしょうかけれども、そういう点も問題としてはあるなという気がいたします。

それから3番目の、どうしたら外国の美術館等に受け入れられるか。これはもう、徐々になるしかしようがないかもしれませんが、外国と実際に交渉するときに、例えば簡単な、分かりやすいパンフレットないし説明書きみたいなものがあれば、それを基に、ある程度の説明はできるのではないかなと考えております。

それから補償制度の補償範囲。これは先ほども、宇都宮美術館の方から話がありましたけれども、山梨県立美術館のように、非常に予算規模が、県立としてはある程度あるんじゃないかと自分では思っているんですけれども、それでも1つの企画で、そんなに大してお金が出ない。しかもスポンサーが付きにくいようなところだと、50億円の評価額の展覧会というのは、なかなか単館ではしにくいんです。ですからこれを、もうちょっと引き下げるか、あるいは何段階か、今のやり方は残しながら、30億円くらいのところも作る、20億円くらいのところも作るというようなことは考えられないのかなと。ただ、あんまりそれを下げると、本来の趣旨に反すると思いますので、それは問題だろうと思いますけれども、今の50億円というのは、なかなか単館の企画としては難しい、利用しにくいなというふうに考えております。

それから利用を促進するための方策については、これは実際のところ、今のような、非常に煩雑な手続等々が解消されればいいんですけれども、それでも県立美術館クラスになりますと、国立と違って、恐らくそんなにしょっちゅう、この制度を利用する機会というのは多くないだろうと思うんです。そうすると、この制度に対する知識が、それぞれの地方美術館としては、なかなか蓄積しに

くいところがあるだろうと思いますので、なるべく文化庁サイドで、専門の部署というほどのことではないかもしれませんが、専門の職員、それにずっと関わっていただける職員がいて、地方、いろいろな県立、市立、私立等々から問合せが来たときに、きちんと答えていただけるような、そういう人がいていただければ大変助かるなと思います。

それから、そのほか何かありますかということで、先ほど専門の職員ということを行いましたけれども、それと同じような内容ですが、もっと使う側に立ってのやり方ですね。例えば先ほどの申請時期の問題、やはりお聞きしていても、それから考えていても、なかなか難しいなというのは思っておりますので、なるべく利用しやすいようなマニュアルみたいなものを作ってください。それから手続を簡素にしてくださいというようなこと、それから、例えばよく地方の美術館ですと、全国の幾つかの美術館が集まって1つの企画をするというケースがありますので、それをまとめてできるような形があるといいと思います。それでも、手続の簡素化とかいろいろ問題があるんですけども、更にそういうような、まとまって1つの企画が1回で済むようなことを考えていただければ、少しは利用しやすいのかなと思っております。以上です。

鈴木部会長：山梨県立美術館では申請の予定はありますでしょうか。

白石館長：うまく申請できればいいなと思っているのが、実は来年、1つ大きな企画を考えておまして、申請できれば、補償をしていただければ有り難いと思っているんですけども、それも実は、全国で3つの美術館が集まって1つの企画を立てているものですから、そういう場合はどうすればいいのかなということがまず1つあります。

鈴木部会長：それを扱う新聞社等は全然入らずに、独自で行うのですか。

白石館長：新聞社等はいりません。それぞれの館ではスポンサーを探すんですけども、大きなスポンサーをつかまえられるところと、それからほとんど駄目なところとありますので、内容がばらばらですね。だからなかなか、そういう点で難しいところはあろうと思うんですけども。

鈴木部会長：ありがとうございました。まだ実施されたことがないわけで、御質問の方が多かったような気がしますけれども、この中で、広報の問題とか、自己負担額50億円の考え方の問題とか、専門職員の配置とかありますけれども、事務局で何かお答えいただくようなことはできますか。広報関係はどういうことをやっているとか。

渡辺課長補佐：広報関係は、実は文化庁のホームページ上に、英語版のホームページも作っております、もしかすると分かりづらいところがあるかもしれないんです

けれども、そこで美術品補償制度の概要ですとか、よく聞かれそうな Q&A は載せております。実はごく最近も、これまで作っていた、制度を簡単に説明した資料を更新しまして、それも今、ホームページに載せています。そのほかにも、Q&A なども、もう少し、これから充実をさせていきたいと思っております。

白石館長：是非その辺も充実していただければ、有り難い。

鈴木部会長：専門職員の話は、ここではなかなか答えは出せないでしょうけれども。

白石館長：その点は全体の話ですから、そんなに簡単にはいかないんですけれども、そういう人、部署があれば大変有り難いと思います。

鈴木部会長：箱守委員から50億円の考え方を、何かちょっと解説をしていただけますか。

箱守部会長代理：制度が発足して2年数か月たちまして、実際に対象になるケースがだんだんに減ってきている。今回の会議は本来審査をする会議ではあったのですが、申請がないがために、ヒアリングという形に置き換えられているわけなんですけれども、だんだん実施してくる中で、問題点が浮上してきました。問題点は、1つは受入れ側の美術館といいますか、貸出し美術館の方で、日本の国家補償の約款が、多数の免責項目や自分たちではどうすることもできない理由による契約の取消しに関する記載が多いことが理由で、適用は駄目だということになるケースと、もう1つは、保険料が思ったように下がらないということで、申請の費用対効果の問題です。手間を掛けて、相当な煩雑な事務をした割には、余り保険料が削減されず、利益還元を求められるため、利益還元で費用を振り向けるような余裕ができない。一方では、鑑賞者、入館者に対しての還元をなささいという要請が非常に強いので、申請をすることは費用対効果の面でなかなか難しいというような状況が今、生まれつつあるので、とりあえず50億円で作りましても、3年後の見直しを機会に下げていく、あるいはせつかくいい制度を作っても、利用されないということになると意味がないので、例えばある程度金額を下げた上で、展覧会丸ごとではなく、作品何点かでも適用できるようにするとか、使い勝手をよくするようなことを少し考えなければいけないのかなと考えています。

ただし、申請に関しては皆さん大変だということをおっしゃっているのですが、1つ、大変なお手間を煩わせて大変心苦しいところではあるのですが、やっぱりその機会に、施設や輸送の部分で本当にどれだけ安全を確保してやっているのか、要は何か起こってから、想定外だったということではなくて、あらかじめ、できるだけのことを想定して、そういうことが起こらないようにするためにどうしようかという観点で専門調査会では見ていて、それについていろいろ御質問する形になるので、そういう意味では相当お手間を掛けている

んですけれども、やはり国家補償をうまく運営しているのはアメリカです。1975年から今まで、ずっと補償の額を拡大し、下の50億円に当たる部分をどんどん下げて、国家補償だけである程度展覧会ができるような形にまで、今は運用してきています。そういう中で、今まで事故は2件で10万ドルしか払ったことがないという実績があるのですが、その中身は何なのかというと、やはり美術館の皆さんが、これは自分たちの制度だから、この適用を受けるためには、事故を最大限減らすために、どういう対策を打てるかということ、どこも真剣にやっているんですね。要するに自分のものとして考えてやっている。アメリカでも申請には分厚い書類を要求し、安全対策を要求し、申請書を作成することで改めて安全対策の見直しをする良い機会と捉えている、だからいろいろな美術館にヒアリングに行っても、異口同音に、そういうことをおっしゃるわけです。

ですから日本の美術館に私がお願いしたいのは、国家補償という1つの車輪があるとすれば、美術館の側で、いかに事故を減らすための方策を考えられるか。日本の場合、学芸員、あとは修復家の方がいらっしゃいますけれども、レジストラという役目がありませんが、やはりレジストラというのは輸送など、安全のことを見ている人ですけれども、できればそういう柱が育って行って、安全対策と補償という両輪で走っていくような形にならないと、申請の事務を簡素化してしまっただけで、何でもいいという話になってしまうと、大きな事故が起こって、もう制度は終わりということになりかねないと思います。私としては、やはり事故がないように運営していただいて、長くこの制度を育てていくということが、長官からも今はまだ生まれたばかりだけれども、大きく育てましようというお話があったと思うのですが、やはりそうやって、いかに日本の受入れ側の美術館の方もレベルを上げていくか、ということも考えていただきたいと思います。そのためにも、どうしても初めての申請のところに関しては、いろいろなことをお聞きせざるを得ない。ですから2回目、3回目になると、例えば、東京国立博物館の場合には、何度も出してもらっているのですが、少し簡素化できないかというような御要望もあるので、過去に申請したところに関しては、どこがどう変わったかだけを申請してもらおうというようなことも考えていけるのかなと。そういうことを思っているところではあります。

あとは、さっきの3館でおやりになるという場合、やはりどこかが、役割を決めるとか、いわゆるファシリティーレポートに関しては、ここの館が全部をまとめるとか、作品のいろいろなものはここがやるとか、そういう分担をされるか、そうでなければ、その企画を一番最初に提案した館の方がまず中心になって、ほかの館の方がサポートをするとか、そんな形ではないかなと思います。

あとは、申請のタイミングについて、作品のリストは、本申請のときには確定してもらわないと判断のしようがないんですが、事前照会のときにはおおよその概念でよいと思います。ただし、作家はこの人で、作品はおおよそこんなものという事前照会があった後で、本申請になったら全く中身が違っていたというところとちょっと困るんですけれども、ある程度の入れ替えはやむを得ないの

かなと、私自身は考えています。

白石館長： 今の作品の確定に関しては、これはやはり、実際やっていると、何点かは最後のところで変えるケースは結構あるんですね。ですからそれは、できたら、少しくらいは移動可能なようにしていただくと有り難いと思います。それから、非常に申請が面倒だという話なんですけれども、これは国立とか、規模の大きな美術館等は、ある程度人手があるからいいんですけれども、今のお話のように、担当になるとほとんど1人でやるんですね。そういうところへ、補償制度の仕事が来るというのは、本当に大変だろうなどお聞きしながら感じていたので、少しでも手軽に、ハード面をもう少し前に提出するというのも1つの考え方でしょうし、お話をお伺いしているだけなので、実際にやっていないので何とも言えないのですけれども、やはり、かなりこれは面倒のようですね。

箱守部会長代理： 従来の申請項目からは抜けていて、思いがけないことからある事案が発生したことがあります。具体的には、つい最近の事例で、海の近くの美術館で、空調を冬仕様から夏仕様に切り換えたときに、空調の会社の人々が美術館の空調に慣れていなかったがために、急激に温度・湿度が下がったというような事象が起こったということがありました。審査の中で、温度・湿度の変化はどうなんだろうとか、いろいろお聞きしているんですけども、それでもなおかつ、そういうことが起こり得るので、そういうことが起こると、次は、会期中はそういう空調の切り換えはしないこととかいうような注意項目の追加につながってってしまうんです。そういういろいろなケースが起こってくるものですから、やはり事故を未然に防ぐためには、いろいろなことをお伺いせざるを得ないということは御理解いただけるのかなと思います。

鈴木部会長： 御質問に、使い勝手のいい制度マニュアルとありましたけれども、申請の手続の手引みたいなものがありますね。

渡辺課長補佐： 申請要領というものがございます。ホームページ上に公表しておりますので、こちらをごらんいただければと思いますが、これに至る前の手続といったところにも、もしかしたら何かマニュアルがあると有り難いということかもしれませんので、そこは工夫を考えてみたいと思います。

鈴木部会長： 申請要領を後で差し上げて。

渡辺課長補佐： はい。申請の時期のお話が、先ほど宇都宮美術館からありましたけれども、文化庁では、年に5回、申請の受付期間を設けております。大体2か月に1回ぐらいの時期を設けておりますので、もしかすると、事務局の御案内の仕方もあったかもしれませんが、2か月に1回のタイミングがありますので、ここが一番、美術館としてやりやすいという時期に申請を頂けたらと思っております。

あと、作品が直前でも変わり得るというお話がありましたけれども、当然、事務局としてもそういうことが起こり得るということは承知しておりますので、必ずしも事前照会の段階からきちんと全部そろえなければいけないということを申しているわけではないのですけれども、最終的には美術品補償制度部会の方で答申を頂いた後に、法律上決まっている財務大臣との協議というのがあります、その後で契約という流れになります。財務大臣との協議をするときには、全体の金額も含めて協議をいたしますので、少なくともそこまでは、本当に確定をしていただくよう今はお願いをしているというところです。

鈴木部会長：ほかには何か御意見は。

馬淵委員：意見ではないんですけれども、私、つい最近まで美術館の外にいたもので、まだ7割ぐらい外の人間の気持ちと、3割内部の人間という感じで、今回のこの制度を見させていただいているのですが、さっきレジストラーのような役割が必要とおっしゃって、それは本当にもっともなんですけれども、国立美術館ですらレジストラーがいないという状況で、ましてや、こちらにいらっしゃる公立あるいは私立の美術館で、専属のレジストラーをちゃんと持っているような館があるかという、もう日本はほとんど絶滅状態だと思うんですね。

つまり、作品の管理や保全に対しても、今後当然そういう役割が必要で、それぞれの設置主体である国なり、県なり、市なりが、そういうものを認識してくれなくてはいけないというのはもちろんなんですけれども、実際に、例えば国立西洋美術館も、幾つかこの制度を使わせていただいているにはありますが、やはりレジストラーの役割のほとんどは新聞社がやっているというふうに私は聞いております。学芸員が、人が要するというふうにおっしゃいましたけれども、実はそんなにいなくて、学芸員はやはり同じように、リストと展示プランとカタログを作るのにいっぱいいっぱい、こういう申請のための余力はないわけで、それを新聞社が肩代わりしてくれるという状態なので、本当にこれを館だけでやっていらっしゃるところのお仕事も想像を絶する大変さだったと思います。

もちろん、そういうレジストラーがいて、その人がそういう仕事をするというのが理想、必要であるのは重々分かっていますけれども、やはり現実がそれに追い付くには長い年月を必要とすると思うので、なるべく、いろいろな意味の簡略化、特にハード面の申請に関してはやはりある程度期限を切って、例えば1回申請したら、何年かは有効であると。例えば空調のように非常に変わりやすいものに関してだけチェックをすとか、建物の建て替え等々のないような場合には、うんと簡略化していただければよしいんじゃないかと思います。

それから私が外にいたときに変だなと思ったのは、国が行っている制度の中で、国立の美術館が一々ファシリティレポートを全部そろえて出さなければいけないというのは、非常に矛盾していて、あなたのところの館にバツが付いたらどうするんだというふうに、外にいた人間としては思いました。ですからその辺も、これは余りにも手前みそかもしれませんが、国立の場合は、例えば

期限をもう少し長くしていただくとか、そういう形でもっと運用がうまくできるようになると、皆さん申請をされるのではないかなと思います。

それから最初に50億円と聞いたときに、誰がそれを使うんだというふうに私は思いましたので、やはり金額はもう少し下げて、多くの展覧会が申請できるようにするというのが理想ではないかと思いました。以上です。

鈴木部会長：ほかに何かございますでしょうか。

雪山委員：この美術品国家補償制度ですけれども、例えば設備の改善にお金を掛ける、それから作品の取扱いをもっと丁寧にする、時間を掛けるなど、たとえお金が少々掛かっても、それが長期的に見れば、経済的にメリットになるという考えでこれを作ってきたわけなんですけれども、やはり今一番問題なのは、50億円分の保険料率が、とにかく想像を超えて高くなっている。つまり設備の改善もろもろのこと、その中にはレジストラという職種を作るということも含めて、それだけ投資をすれば経済的に利益が戻ってくるという前提のもとにやってきたと思うんです。それが今の50億円分の保険がかなり高くなったので、そういう経済的な見返りを考えることが難しくなってきた。これは一番の問題じゃないかと、そんなふうに考えています。

レジストラというのは外国では、どこの美術館でも最も重要な職種ですね。とにかく門番とレジストラは必要だとよく言われますけれども、そういう点でも、本当はレジストラを置いてほしい。それは前々から、美術館関係者はそういうふうに言ってきたんですけれども、なかなかうまくいっていない。先ほどから何度も申しますように、やはり保険料率のことを何とかしないと申します。それから50億円というラインを下げるのは大事なことだと思います。下げてほしいと思います。少しでも多くの美術館がこの制度の恩恵を受けられるようになってほしいと思うのですけれども、下げたらその分、保険料率が上がるのかもしれない。そのあたりを何か調べようがないのか。50億円を25億円にしたら、保険料率はどうなるのか。それはやってみないと分からないのか、そのあたりの問題が大きいんじゃないかと思います。

鈴木部会長：今の話はどうですか。料率の問題等、どうなるのかという。

箱守部会長代理：保険料がどうなるかということは、この制度を作るときに、文化庁がヒアリングを損保業界にした上で50億円を取られたんだと思うのですが、実際走り出してみたら、余り下がらなかったというのが実情で、海外のブローカーの中には一部、安い保険料を出したところもあったようなのですが、実際には成約には至らず、その後は徐々に上がってきているという状況があるようなので、私はもう保険業界を離れて久しいので何とも言えませんが、これは実際には、どこかで損保業界からのヒアリングの場を設けて、考え方を聞いていくということは必要なかなと思います。

佐藤委員： 損保業界のヒアリングをする前に、損保ジャパン東郷青児美術館をやっています美術財団の理事長なのですが、同時に損害保険ジャパンの会長をやっております。今、箱守委員のお話につけ加えてお話しさせていただきますと、我々損害保険業界も、それぞれの会社があるわけですが、この制度ができることについてはこぞって賛成しておりました。というのは、日本の場合、美術品に対する保険が付くということが極めて少ないんですね。いわゆる美術展があるときに、外国からものを持って来るから保険を付けましょうということはありませんけれども、日本にある美術品にみんながどんどん保険を付けているという感じではないわけです。

海外の場合には、自分の財産は守る。そのためには保険を使うというのが一般的ですから、美術品というのは個人で持っておられる方だろうが、美術館にあるものであろうが、保険を付けるのが当たり前になっているわけです。それに対して日本の場合には、美術品というものについては、保険を付けてリスクをヘッジするというのが、実際には今、余り行われていないという実態です。

ですからこういった国家補償制度ができることによって、美術館でいろいろな催し物を行うときには、おしなべてこういう保険制度が付くと。そうするとこの保険制度と自分が持っている財産の差額みたいなものが出てきます。例えば免責金額の分をどうするかとか。そうすると個人の方も含めて、あるいは美術館ももっと保険に入っていたらいいんじゃないかということで、この制度については、業界としては非常にポジティブだったと思います。ただ、今の段階では、スタートして2年半ですが、なかなか皆さんが保険をどんどん付けるような状態にはなっていないので、3. 1 1以前の状態と同じ状態です。

3. 1 1というのが非常に大きな影響をもたらしたのは、海外の再保険者から見ると、日本というのは非常にリスクがあるというふうに思われてしまったことがあります。それをある意味では、この制度ができたことによって、地震については国家補償制度があるということで、ちょうどこれがスタートしたときと3. 1 1が重なって、打ち消すという形になって、その後の日本で行われるいろいろな美術展について、保険が海外から拒絶されることなく続いてきたのは、やはりこの制度があったからだと思っています。ですからそういう不慮の出来事があった上でも、この制度は有効に生きてきたと思いますが、これを更に発展させるためには、日本でどんどん保険を皆さんが付けていただくことによって、日本の中で美術品に対する保険料というのがたまる必要があります。

今は、美術品に対する保険料というのは本当に微々たるものでありますが、いざ事故が起こったときに補填しなければならない金額というのは、それこそ1,000億円なんていうものもあるわけです。実際に今、日本で集まっている保険料というのは数億円なんですよね。ですから数億円のを何百年積み重ねても、一度に出ていく金額と並行では、保険会社というのは自分でリスクを抱えることができなくて、再保険という制度で、世界のロイズとか、そういうところに再保険を売らざるを得ないわけです。

ですからもっと皆さんに保険を付けていただければ、たまりが大きくなりますから、そうすれば自国で料率を決めて、自国で集まった保険料から保険金をお払いすることができるようになるので、この制度がもっと発展して、日本という国の中で、美術品の保険が普及することを望んでいるんです。雪山委員がおっしゃるように、せっかくこの制度ができたのに、保険料の差がほとんどないということについては、我々保険業界の人間も、非常に困ったなど。3. 11以前だったらもうちょっと下がったのになという思いがあります。

ただ、再保険の市場というのは非常に流動的ですから、相手があることなので、そういう値段を付けられると非常に困っています。ただ一方、今回この2年半の中で、いろいろ調べていただきましたが、海外の美術館は一括して、自分の美術品は、自分の美術館にあらうが、海外に出品しようが、全てカバーされる保険というのを手配されていることが多いんですね。ですからそういう制度も、この国家補償制度と並んで準備をしていくことが、保険制度を使った美術品の安全対策にもなりますし、我々保険業界にとっても、美術品についての保険というものが繁栄していく原点になっていくと思っていますので、補足の説明をさせていただきました。

鈴木部会長：どうもありがとうございました。白石館長にはまだまだお聞きになりたいことがたくさんあると思いますけれども、時間がまいりましたので、ヒアリングは以上といたします。山梨県立美術館の皆様にも、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。続きまして、Bunkamura ザ・ミュージアムのプロデューサー、木島様より御意見の発表をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【Bunkamura ザ・ミュージアム】

木島プロデューサー：大体抱えている問題は同じなので、御意見はほとんど出尽くしておりますし、これまでも全国美術館会議などで研究していますから、そのレポートもありますし、問題は出尽くしていると思いますが、日本の展覧会事業は極めて複雑な形を取っておりますので、私どもも2012年のレーピン展で適用を受けましたけれども、それに沿ってお話しさせていただきますと、この補償制度というものは、美術館全体の経費節減ということに深く関与しているわけですが、それがどうなっているかというと、美術館3館、新聞社1社、テレビ会社1社、エージェントとという形で1つの展覧会が構成されているわけですから、補償制度によってメリットがあったとしても、実際に1つの美術館においてくる効果というものは非常に薄いわけです。そこで、この補償制度を受けるに当たって求められている条件を満たそうとしますと、私のところでは、高校生に無料のパンフレットを配布したと。この程度の効果といいますか、実績しか生まれていないということになります。これはある意味では致し方のないところなんです、そういう現状であります。

それでは保険に関してどうかといいますと、Bunkamura ザ・ミュージアムの

場合はほとんど外国展をやっておりますので、日本は恐らく補償制度に関しては先進国なので、なかなかレンダー全てにこの制度の意味を理解していただくのが難しいです。非常に分かりやすい、国家からの説明書がやはり作られてほしいなということを思っております。

それから、先ほど箱守委員のお話で、美術館のファシリティあるいはキュレトリアルの問題が出ましたけれども、これは別に保険とは関係ないんです。美術館というものは、美術作品を保存するところであるわけですから、基本的な作業なので、保険とは関係ないにも関わらず、十分なことがなされていないというのが、大きい美術館とおっしゃいましたけれども、大きい美術館も大変なので、私のところは一番小さい美術館ですけれども、それは大変な準備が必要です。ただ我々は、こういうものなんだろうなと思ってあきらめていますけれども、これが美術館そのもののグレードアップということと直接結び付くとは思っていません。それ以前の問題として、やはりファシリティ、キュレトリアル、そういう問題があると思います。

それから今回の質問状の中には入っていないので1つ気になったことは、施設の要件です。補償の対象としての施設の要件は、事故を起こすか起こさないかということにかかっているわけですが、これに関しては美術館のみならず、輸送会社、梱包会社、これが非常に大きな意味を持っているわけですね。ですからこのことに関しては、美術館だけの責任ではないということ認識していただいた方がいいと思います。

それからこの50億円の問題ですけれども、美術館は保険評価額を下げる努力もしますけれども、それはほとんど不可能なことですし、本来はそれをやらなきゃいけないんですけれども、なかなか難しい。それから基準がないということで、特にコンテンポラリーアートに関しましては、オークション記録は全く信用にならないものですし、長期的に見たら全く意味がないものなんです。評価額をこちらで納得するのは非常に難しい。ただし保険料率を下げる努力は日常的にしている、それは無事故の経歴を残すということになっているわけです。ところがこの制度は、要するに保険料率、保険評価額を下げていくことに努力しているわけですから、50億円以上の評価額ということとは矛盾しているんですね。もっと安くしようという形で日常的に美術館は努力をしているわけですから。だからその辺りは、余りにも固定的かなという気はしております。意味はよく分かるんですけれども。ちょっと付け加えたとしたらそんなことだと思います。

鈴木部会長：ただいまの御意見に何かございますか、皆様から。

雪山委員：ファシリティレポートの書き方ですけれども、全国美術館会議で保存修復ワーキンググループが、アメリカのAAMのファシリティレポートを参考にモデルを作っていますね。富山県立近代美術館だったら、それをちゃんと書き込めるように、ふだんから準備しているわけなんです、富山県立近代美術館

はまだ申請したことはないですけども、国家補償制度の申請書を書くのは大変ですか。およそ今、何が求められているか。この国家補償制度でも、基本的には全国美術館会議のファシリティレポートと同じですよ。やはりものすごく大変ですか、施設に関する報告をするのは。

白石館長： 定期展だったらあるでしょうけど、まず量が多いですね。それから、あとはほかの作業。

雪山委員：ほかの作業が。

白石館長：ええ、そういう中で期限を切つてということになってくると、それから箱守委員の方からお話のありました、いろいろなことを言われるということ。

雪山委員：そうですね。

白石館長：ええ、そういうことなんじゃないかなと思います。

木島プロデューサー：ファシリティに関しては、保険に関するものだけではなくて、レンダーに出す必要があるわけですから、日常的に、できるだけ設備を完璧にするよう努力はされているし、そのレポートはちゃんとあるんです。

雪山委員：確かに評価額とか、あのあたりが一番面倒でしょうね。

白石館長：評価額はね。

箱守部会長代理：若干離れるかもしれないんですけども、3. 11について、さっき佐藤委員の方から3. 11についてお話がありましたけれども、アメリカの9. 11のときの話をアメリカのNEAに行つて聞いたときに、あの直後に、やはりワシントン、ニューヨークで、結構展覧会があったんですが、その時点だと、テロはもう保険では持たないと。こういう中で非常に大変だったんですけども、アメリカの国家補償はどんどん育てていく中で、テロをカバーするという形で、生まれたときは保険と同じような姿だったんですが、補償金額の上の額と下の額をどんどん拡大し、それから補償の内容もどんどん変えてきていると。こういう中では、そのときも別に困らなかったと。それは国が補償してくれるから困らないというような話もあったので、日本の場合も、もう制度が生まれて、ある程度運用してきたので、場合によっては、その50億円をもっと下げて、その代わりに、保険はほとんど使わなくても済むような制度に向けていくという方法も1つあるのかなと思います。

ゼロにはできないだろうけれども、例えば1億円とか10億円とか、5億円とかいうような形にして、その代わりに、保険料は軽減される分、その軽減され

たコストを安全対策に回していただく。入場者に還元するというより、事故を起こさないために、浮いた分の経費を安全対策に役立てるといような考え方に持っていけないのかなというように、この3年見直しを機会にできないかなというのちょっと考えているところではあるんです。

木島プロデューサー：アメリカの国家補償制度も、一番長い歴史を持っているわけですから、最近批判が多くて、いろいろなことが言われていますけれども、アメリカの美術館の構造そのものが日本と全く違いますので。公益財団法人ですね。公益財団法人の認可は州単位でやられますから、それに対して国家が補償するという点について、アメリカは合衆国ですから、なかなか批判もあるわけです。

だから見直しの論文もいろいろ出ていますが、効力があるかどうか分かりませんが、やはりこの制度の難しさがいろいろな面に出てきていて、こうやって皆さんとお話できるのはいいんですけども、やはり全国美術館会議などで研究してもらわないと。雪山委員は全国美術館会議の担当ですか。

雪山委員：いや、もう外れています。

木島プロデューサー：かなり勉強会をして作ったわけですね。それでこの制度が始まることに結び付いてきたと思います。けどももっともっと複雑な問題を抱えている。

鈴木部会長：ほかに何かございますでしょうか。

雪山委員：1つだけ。Bunkamura ザ・ミュージアムの問題とはちょっと外れるんですけども、アメリカの民間美術館なんかは、この日本の国家補償制度を受け入れないところが多いですね。それからヨーロッパの中にも大分ありますよね。例えば公立、国立の美術館でも。日本の国家補償制度は免責条項が多過ぎるということで、少し直しましたよね。それで少し改善されたんですか。じゃあ受け入れてやるというのは出てきましたか。

渡辺課長補佐：実はまだ出てきておりません。ただ、今の新しい約款で交渉している、というのは幾つか聞くんですけども、例えばアメリカの美術館で、前はこうだったけれども、じゃあ受け入れてみようというのは、今は残念ながら、まだ聞いていない状況です。

雪山委員：そうですね。私も詳しいことは知りませんが、アメリカの美術館は民間経営だから、要するに特定の保険会社よりはブローカーと組んでいて、バックペイといいますか、キックバックというのか、そういうお金というのが美術館経営にとって重要な収入だと。そういうことから、免責条項が多過ぎるから拒否しているのか、あるいはそういう経済的な、経営上の問題から拒否してい

るのか、ちょっと私もよく分からないんですけども、どうなんでしょうか。改善されれば、受け入れてくれるところが増えるように希望はしているけれども、真相はどうなのか。

木島プロデューサー：アメリカの美術館は財団法人ですから、これはファンドレイジングの問題と密接に関わっているわけです。保険会社も輸送会社もみんなそうです。その結び付きですから、これを除外するという事はなかなか難しい。

雪山委員：そうですか。

箱守部会長代理：今、雪山委員がおっしゃったバックペイの問題で、一番難しいのはやはりフランスではないでしょうか。フランスは、昔は日本の開催会場ごとに保険料を請求してきて、それでたまったファンドから、フランスのブローカーが向こうの貸し出す美術館に、保険料を裏金として戻していると。だからフランスから借りる作品の保険料がかなり高いのは、そのような理由があるからではないでしょうか。いろいろ交渉に行っても、フランスというのは一番難しい国だったという記憶がありますね。即得権益は絶対に離さない。向こう側の美術館はうんとなかなか言わないという。

木島プロデューサー：それはフランスとアメリカは全く違う美術館の在り方ですからね。フランスの場合はほとんど国家ですから、当然行っていることは国家がやっているということになるわけで、またこれも、ちょっと保険に関しては特殊な事情があるということだと思います。

箱守部会長代理：ちょっと道はそれですけども、フランスの国家補償はちょうどバーンズ展のときにできたんですよね。フランスの国家補償の形というのは日本のように、上の方を国が持つと。たしか60億円ぐらい以上を国が持つという形なので、まだ何もできていませんけれども、フランスでは、国家補償が適用されることによって、保険料がどのくらいに低減されたのかということ調べようかなと思っているのですが、ちょっと私はその道がないものですから、どうしようかと考えてはいるところなんです。フランス型が日本と似ているので、どなたかフランスの方に知っていらっしゃる方がいたら、できれば適用されたことによって、どのくらいの低減を図れたのかを調べていただけると大変有り難いなと思います。

鈴木部会長：文化庁ではそういうことはできないんですか。在外公館もありますし。

渡辺課長補佐：検討したいと思います。

鈴木部会長：ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれで Bunkamura ザ・ミュージアムの御発表を終わりたいと思います。Bunkamura ザ・ミュージアムの皆様には重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

(2) その他

- ・ 美術品補償制度を適用した展覧会「国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展」、「ラファエロ」展、「リヒテンシュタイン 華麗なる侯爵家の秘宝」展の実施報告書について、事務局から報告を行った。